

第13号様式(規則第6条関係)

火災と紛らわしい煙又は火炎  
を発するおそれのある行為の届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

那覇市〇〇消防署長宛

届出者

住所 那覇市〇〇△丁目△番△号  
(電話 098-123-4567)

氏名 那覇市 次郎

下記のとおり火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為を行うので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。

発生予定日時	自 令和〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 至 令和〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
発生場所	① 那覇市〇〇△丁目△番△号 〇〇ビル口階
燃焼物品名及び数量	② 害虫駆除散布剤 2個
目的	③ ゴキブリ駆除
その他の必要な事項	④ 店舗入り口及びビル入口に「〇〇〇〇散布中」の表示をする。
※受付欄	※経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

## 【火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出】

根拠法令：火災予防条例第59条第1項第1号、火災予防条例施行規則第6条第1項第1号

	<p>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（以下「行為」という。）を行う場合は届出が必要です。</p> <p>この届出は、火災予防上の危険が存する行為や、誤認による通報等で消防活動に支障を生じさせないための届出です。</p> <p><b>この届出は、消防機関が実施状況を把握するためのものであり、消防署への届出により、行為そのものを許可・承認するものではありませんので、ご注意ください。</b></p>
届出が必要な主な行為	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の例<ul style="list-style-type: none"><li>1. 煙等を発生する殺虫剤の使用</li><li>2. 大量のがん具用花火の使用 等</li></ul></li><li>○ 火炎を発するおそれのある行為の例<ul style="list-style-type: none"><li>1. 雑草、雑木の焼却</li><li>2. たき火、どんど焼き</li><li>3. 野焼き、山焼き 等</li></ul></li></ul>
消防署への届出要領	<p>行為を行う日の3日前までに、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届出書」を、行為を行う場所の管轄署所へ提出してください。</p> <p>ただし、やむを得ない場合に限り電話又は口頭によることができます。</p>
廃棄物の焼却行為について	<p>廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。</p> <p>禁止の例外とされている焼却を行う場合は、市役所に事前相談のうえ、消防署へ届け出るとともに、火災にならないように、火の取扱いには十分な注意をお願いします。</p> <p><b>【禁止の例外とされている焼却】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却</li><li>○ どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却</li><li>○ 農業者が行う稻わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など</li></ul> <p>※ 禁止の例外であっても、煙や臭い等により近隣住民に影響を与えることから、焼却はできる限り控えてください。</p> <p>※ 焚却場所の状況等によっては、周辺環境や火災予防の観点から、中止を求めることがあります。</p>
焼却を行う場合の注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 焚却を行う場合は、周辺に燃えやすい物品を置かない、周辺の枯草等を刈り取るなど、火災にならないように注意してください。</li><li>2 消火用水など消火の準備をし、焼却が終わったら完全に消火してください。</li><li>3 焚却中はその場を離れずに、しっかりと監視をしてください。</li><li>4 風の強い日や空気が乾燥している日は、周囲の物品等に燃え移る危険がありますので、焼却を行わないようにしてください。</li><li>5 焚却の途中で風が強くなってきた場合は、焼却を中止してください。</li></ol>